



市章

大津市公報

令和6年3月15日
号外(第15号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規 則
 - 8 大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 消 防 局 訓 令
 - 1 大津市消防処務規程の一部改正…………… 1
- 教 育 委 員 会 規 則
 - 1 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年3月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第8号

大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則
大津市立認定こども園の施設の目的外使用に関する規則(令和5年規則第61号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市消防処務規程(昭和47年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。
令和6年3月15日

大津市消防局長 山 川 真 也

第5条中「消防司令長以上の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 消防士長の階級(消防士として20年以上の勤務年数(規則第19条第1項各号に該当する期間を除く。)を有し、特に勤務成績が良好である者に限る。)
- (2) 消防司令長以上の階級

第7条第1項第3号中「有し、昇任試験が実施される年度(以下「受験年度」という。)内に満42歳に達する」を「有する」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年3月15日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第1号

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則
大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則(平成6年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「**印**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。